

令和2年3月18日

## 本校教員に対する懲戒処分について

この度、本校において下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

### 記

#### 1. 事案の概要

被処分者はハラスメントにより学生に苦痛を与えた。これは、本校及び独立行政法人国立高等専門学校機構の名誉及び信用を著しく傷つける行為である。

なお、詳細については、学生のプライバシー保護及び二次被害の防止の点から公表を差し控えさせていただきます。

#### 2. 処分量定 戒告

#### 3. 処分年月日 令和2年3月18日

#### 4. 被処分者 教員（50歳代・男性）

なお、詳細については、教員が特定されることで、ハラスメントを受けた学生が特定され、学生のプライバシー保護及び二次被害の発生の可能性があるため公表を差し控えさせていただきます。

#### 5. 校長よりコメント

本校の教員に対して本件懲戒処分を行う事態になった事は、誠に遺憾であり、関係各位へ大変ご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

今後は、学生への心のケアに努めるとともに、ハラスメントが二度と起こらないように、教職員に対する一層の意識啓発を行い、ハラスメント防止に向けた取り組みを推進するとともに、本校の信頼回復に努めてまいります。

独立行政法人国立高等専門学校機構  
鈴鹿工業高等専門学校長  
林 祐司